

北海道告示第11484号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(釧路総合振興局管内東部沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年11月6日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
かにかご漁業(けがに)	釧路東部海域	釧路市と釧路郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から172度30分の線以東、厚岸郡と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点から181度40分の線と同線上の距岸7,000メートルの点から162度30分の線以西の海域	1月20日から5月4日まで	40隻	15トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和5年11月10日から同年12月11日まで	<p>1. 許可の有効期間は、令和6年1月20日から令和7年1月19日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和6年1月20日から同年7月19日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2)漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受け機関の計量を受けなければならない。 (3)漁獲物の計量後は、けがにを船内に保持してはならない。 (4)けがにの累計漁獲量が別に定める量に達した場合は、操業を停止しなければならない。 (5)海中に敷設するかご数は、1,000個以内でなければならない。 (6)かごの網目は、3寸8分(結節から結節までの長さが5.75センチメートル)以上の大きさでなければならない。ただし、(5)のかご数のうち70個以内は、調査と併せて使用する場合、2寸5分(結節から結節までの長さが3.80センチメートル)以上の大きさのかごを使用することができるものとする。 (7)漁具には、標識を付けるとともに当該許可船名を明瞭に表示しなければならない。 (8)次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 脱皮直後のけがに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに (9)たこ類及びつぶ類が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (10)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>